

別紙一

担	当	係	庶務係	事務長	病院長
		庶務	事務長補佐		

三世三総第八號の四十一

昭和三十一年四月十八日

長崎縣民生労働部

長崎大學醫學部附屬病院院長殿



戦時災害により死したる者のことにつき



旧國家總動員法に基き業務従事中戦時災害(空襲、原爆等)により  
 死したるものには國家補償として援護法による弔慰金(三万円)が

支給されております

ついては、当時貴院に於て救護班等を編みしその業務に従事

長崎県